

# 藤沢市 新コミュニティ拠点施設（新・片瀬山市民の家）

## 検討会議委員 募集要項

藤沢市では、市民が自由に集い、語り、学ぶことで市民同士の連帯意識を育み、健康で文化的な近隣社会を形成することを目指した地域市民の家を設置しています。

昭和50年度から「1小学校区に1施設」を目標に建設を進め、平成19年度に市内すべての小学校区に1施設以上となる41カ所に設置され、年間40万人を超える方々に利用されています。

片瀬山市民の家は、開設年度が最も早い施設の1つであり、施設の利用率も過去5年間で平均39.4%と、41カ所の市民の家の中で4番目に高く、再整備への地元要望もいただいていることなどから検討を進めていきます。

検討に当たり、標記会議の委員を次のとおり募集するものです。

### 1 募集人数

18歳以上の方 若干名

※年齢は2018年（平成30年）10月1日現在の満年齢による

### 2 応募資格

- (1) 片瀬地区（片瀬、片瀬海岸、片瀬山、片瀬目白山、江の島）に在住の方
- (2) 藤沢市の議員又は常勤の職員でない方
- (3) 設計業又は建設業等を生業としていない方

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

応募しようとする方は、『新コミュニティ拠点施設（新片瀬山市民の家）検討会議委員応募用紙』（以下「応募用紙」と言います）に必要事項を記入の上、次の提出方法でご提出ください。（応募用紙は返却しません。）

応募用紙については、片瀬市民センター（片瀬3-9-6）または市民自治推進課（藤沢市役所本庁舎7階）で直接お受け取りいただくか、市のホームページからダウンロードすることもできます。

#### (2) 提出方法

次の受付期間内に提出書類を片瀬市民センターか市民自治推進課へお持ちいただくか、郵送またはファックスでご提出ください。

#### (3) 受付期間

2018年（平成30年）9月3日（月）から同月25日（火）までの間の開庁時間帯（午前8時30分から午後5時まで）に受け付けます。ただし、土曜日および休日を除きます。郵送の場合、期日必着でお願いします。

## 4 選考方法及び結果の通知

### (1) 選考方法

市が提出書類に基づいて選考します。応募者多数の場合は、年齢、性別、居所を考慮して委員構成が偏らないように選考します。

### (2) 選考結果

選考結果については、市が文書により通知します。

## 5 委員

任期については、第1回検討会議から基本構想を策定する2020年（平成32年）3月31日までの間を予定しています。

公募の委員のほか、片瀬山市民の家運営委員会や地域団体から推薦された委員により検討会議を構成します。

報酬はありません。

## 6 検討会議

### (1) 会議開催予定

検討会議は、平日の夜間（午後7時開始）と土休日の昼間（午前10時開始）を中心に、片瀬市民センターにて、2か月に1回程度の開催を予定しています。

### (2) 会議の性格

本再整備事業は、検討会議の議論を踏まえながら、市が責任を負って実施するものなので、検討会議が事業に関する事項を決定するものではありません。また、検討会議は公開とし、委員の発言は要旨を議事録に記録します。

### (3) 検討事項

市では、地域市民の家を地域のコミュニティ拠点と位置付けています。このことを踏まえ、検討会議では、少子超高齢化、2025年問題など人口構造の変化や生活課題の変化を見据えて、片瀬地区全体の視点で、主に次の事項を検討していただくことを想定しています。

- ・地域市民の家のほか、計画地に整備すべき機能  
（防災機能については別途、市が庁内検討を進めます。）
- ・施設を生かした事業
- ・再整備に係る基本的なコンセプト
- ・再整備に係るスケジュール

また、検討を踏まえた課題を深掘りするために別途、テーマごとにワークショップを開催することも想定しています。

## 7 問い合わせ先

- ◆市民自治推進課（市役所本庁舎7階） ☎251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
電話 0466-50-3516（直通） FAX 0466-50-8407

- ◆藤沢市ホームページからは、次の順でボタンをクリック

暮らし・手続き > 市民・地域活動 > 地域活動 > 新・片瀬山市民の家検討委員募集